

## 羽村市宅地開発等指導要綱第11条関係事前協議確認書

### 1 申請地

### 2 本要綱施行細則 第12条関係（公害防止設備の採用に係る事業方針）

本項については、建屋や設備等に係るものですが、その内容により、騒音及び振動規制法による特定施設、工場立地法による特定工場、都環境確保条例による工場又は指定作業場となり、着工前の届出や認可が必要となる場合があります。

工場立地法特定工場は着工 90 日前まで、都環境確保条例工場は着工 60 日前、都環境確保条例指定作業場及び騒音・振動規制法特定施設着工 30 日前までに提出しなければなりません。

#### (1) 大気汚染防止

事業内容に大気を汚染する設備や作業があるときは、類似性のある事例に基づく大気汚染レベル及び周辺環境に対する大気汚染拡散の防止に係る事業方針について示します。

事業内容に大気を汚染する設備等がないときは、その旨を示します。

対象設備等の詳細については、大気汚染防止法及び都環境確保条例を確認してください。

#### (2) 水質汚濁防止

事業内容に水質を汚濁する設備や作業があるときは、類似性のある事例に基づく水質汚濁レベル及び周辺環境に対する水質汚濁の防止に係る事業方針について示します。

事業内容に水質を汚濁する設備等がないときは、その旨を示します。

対象設備等の詳細については、水質汚濁防止法、下水道法及び都環境確保条例を確認してください。

#### (3) 土壌汚染防止

開発事業地の土壌汚染の現況及び今後の土壌汚染防止について事業方針を示します。有害物質な化学物質を用いることがない又は土壌汚染のおそれがない場合は、その旨を示します。

化学物質の詳細については、土壌汚染対策法及び都環境確保条例を確認してください。

#### (4) 騒音防止

事業内容と類似性のある事例を用いて騒音発生レベルを示したうえで、周辺環境への騒音防止に係る事業方針について示します。

規制基準等については、騒音規制法及び都環境確保条例を確認してください。

#### (5) 振動防止

事業内容と類似性のある事例を用いて振動発生レベルを示したうえで、周辺環境への振動防止に係る事業方針について示します。

規制基準等については、振動規制法及び都環境確保条例を確認してください。

(6) 地盤沈下防止（地下水揚水量）

地盤沈下を防止するため、地下水の揚水を行う場合には、その規模や構造の概要を示します。  
地下水の揚水を行わない場合には、その旨を示します。

(7) 悪臭防止

事業内容に臭気を発するものがあるときは、類似性のある事例を用いて臭気発生レベルを示したうえで、周辺環境に対する悪臭の拡散防止に係る事業方針について示します。  
事業内容に臭気を発するものがないときは、その旨を示します。  
規制基準等については、悪臭防止法及び都環境確保条例を確認してください。

(8) 化学物質漏出防止

事業内容に化学物質を用いるものがあるときは、類似性のある事例を用いて化学物質の想定使用量を示したうえで、化学物質の漏出を防止することの考え方について示します。  
事業内容に化学物質を用いるものがないときは、その旨を示します。  
化学物質の種類等の詳細については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及び都環境確保条例を確認してください。

### 3 本要綱施行細則 第 13 条関係（環境に配慮した建設工法に係る事業方針）

本項については、騒音規制法に定める特定建設作業の対象となる作業がある場合には、**特定建設作業実施届出書を着工 7 日前までに提出**する必要があります。

また、届出はありませんが、都環境確保条例の指定建設作業における規制基準の適用を受ける場合もあります。

(1) 建設機械

開発事業に用いる建設機械に係る概要又は方針について示します。

使用する建機は、羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画グリーン調達標準に係る判断基準における公共工事、表 3【建設機械】（100～102 ページ）に適合するものにしてください。

(2) 工法

開発事業に係る工法（建設工事の方法）の概要又は方針について示します。

採用する工法は、羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画グリーン調達標準に係る判断基準における公共工事、表 4【工法】及び表 5【目的物】（103 ページ）に適合するものにしてください。

(3) 使用する資材

開発事業に用いる資材の概要又は方針について示します。

使用する資材は、羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画グリーン調達標準に係る判断基準における公共工事、表 2【資材】（90～100 ページ）に適合するものにしてください。

- (4) リサイクル（建設廃棄物の抑制計画、建設副産物のリサイクルの推進、建設発生土の再利用等）  
開発事業に係る建設リサイクルについて、事業方針を示します。

#### 4 本要綱施行細則 第 14 条関係（再生可能エネルギー導入及び省エネルギー化事業に係る事業方針）

- (1) 再生可能エネルギー導入の方針

再生可能エネルギーの導入について、細則の標準レベルに沿って事業方針を示します。  
再生可能エネルギーを事業に用いない場合には、その理由を示してください。

- (2) 省エネルギー化の方針（断熱基準等）

建屋の断熱及びモーターの効率等の措置に係る省エネルギー化について、細則の標準に沿って事業方針を示します。

本要綱に掲げる標準レベルに満たない場合には、その理由を示してください。

#### 5 本要綱施行細則 第 15 条関係（緑化及び保全事業に係る事業方針）

- (1) 緑化求積図

緑地求積図を作成し、本要綱に基づく緑化面積の求積を示します。  
都自然保護条例及び工場立地法の適用を受けるときは、合わせて記載します。

- (2) 植栽計画図及び積算表

植栽計画図を作成し、地被緑化及び植栽の配置、樹種一覧（高・中・低木ごとに樹種と数量を示します。）を示します。

使用する樹種は、西多摩地域の在来種を主に用いてください。

高木を中木に変更するなど、必要植栽数量の換算計算を示します。

羽村市宅地開発等指導要綱による緑化及び植栽積算表（記載例）

必要緑化面積	$10,597.24 \text{ m}^2 \times 15\% = 1,589.58 \text{ m}^2$ （特定工場区分）
緑化面積	1,597.27 $\text{m}^2$
芝生面積	〇〇 $\text{m}^2$ （緑化求積図のとおり）
植栽面積	〇〇 $\text{m}^2$ （緑化求積図のとおり）
必要植栽数量	高木 61 本、中木 122 本、低木 183 本
既存植栽数量	高木 23 本（ヤマザクラ 23 本） 中木 118 本（カイヅカイブキ 26 本、アカメ 60 本、ミズキ 32 本）
新規植栽数量	高木 〇〇 本（樹種 〇 本） 中木 〇〇 本（樹種 〇 本） 低木 〇〇 本（樹種 〇 本）
植栽換算数量	高木換算 〇〇 本（換算計算式） 中木換算 〇〇 本（換算計算式） 低木換算 〇〇 本（換算計算式）

- (4) 生物多様性保全方針（在来種を用いた植栽）

既存の樹木は維持を基本とし、新たに植栽する樹木は、西多摩地域の在来種を用いるようにします。